

平成31年1月21日

平成30年度 第4回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料4

平成31年度 福岡支部事業計画（案）について

平成 31 年度 事業計画（福岡支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。 <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>（※）査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 医療費総額</p> <p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・ 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を 94.0%以上とする</p> <p>② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p> <p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正の疑いある事案については、保険給付適正化 P T の議論を経て、調査の必要なものについて事業主への立入検査を行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請については十分な調査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多部位（施術箇所が 3 部位以上）や頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合（件数）について対前年度以下とする</p>

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意書の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局への情報提供を徹底する。

○サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

- KPI：①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
②現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

○限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。また、同時に申請書の郵送化促進を図る。

- KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合（件数）を 85.0%以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする

○オンライン資格確認の利用率向上

- ・資格喪失後受診防止等を目的に、オンライン資格確認システムの利用率が低い医療機関には利用促進に繋がる情報提供及び案内を実施し、利用率向上を図る。

- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 50.0%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

- データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）
 - ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

上位目標：糖尿病による新規人工透析患者を2015年度から5%減らす。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・特定健診受診率等の向上を図るため事業所規模別・業態別・地域別等の分析を行い、その結果を踏まえ受診率が低迷している層へのアプローチを強化する等効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得促進に向けて、労働局・関係団体等との連携強化を図る。

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 716,981人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 55.0%（受診見込者数： 394,000人）
 - ・事業者健診データ 取得率 10.8%（取得見込者数： 77,500人）

- 被扶養者（受診対象者数： 217,700人）
 - ・特定健康診査 受診率 26.0%（受診見込者数： 56,500人）

● 健診の受診勧奨対策

（被保険者・生活習慣病予防健診）

- ・GISを活用したダイレクトメールによる個別受診勧奨について一定の効果が認められることから更なる拡充を行う。
- ・健診機関と連携し、新たに被保険者の集団健診を行うことで、事業者健診から生活習慣病予防健診への切替を促進する。
- ・事業所への健診申込書一斉発送時にがんの早期発見によるがん検診の有効性等を分析した内容を掲載したチ

ラシを同封し、事業主および被保険者の健診に対する意識をさらに向上させ、受診を促す。

(被保険者・事業者健診データ取得)

- ・ 県・労働局との連名通知による効果的な勧奨事業を実施し、同意事業所の拡大を図る。
- ・ 新規データ取得の勧奨から経年データ取得も含めたデータ納品までの包括的な業務の外部委託を行い、データ取得の強化を図る。
- ・ 既に取得している同意書の受診健診機関情報等の再確認を進めると共に、データ提供契約が未締結の健診機関には契約締結に向けた交渉を外部委託により進めることで、確実なデータ取得を図る。
- ・ 大規模事業所を中心に、データ取得の促進に向けた訪問勧奨を行う。
- ・ 福岡県医師会の取組みである「医療情報ネットワーク」事業と連携し、事業者健診データの取得ができるスキームを再検証しデータ取得を促進する。

(被扶養者・特定健診)

- ・ 未受診者の傾向をつかむためアンケート等を活用し分析したうえで、戸別訪問や電話等による受診勧奨および他の健診等を受診している者の健診結果データ取得を外部委託により実施する。
- ・ 県内の全市町村と連携し市町村主催のがん検診と特定健診を同時に実施し、健診項目を充実させることで受診を促進する。
- ・ ショッピングモール等の、より利便性が高く受診機会の多様化が見込める会場で集団健診を実施し受診を促進する。
- ・ 市町村とのがんセット健診やショッピングモール健診を受診していない者に対して、婦人がん検診をセットにした女性限定のレディース健診を実施することで受診を促進する。
- ・ 過去に集団健診を予約し、電話番号を把握している未受診者に対し電話による受診勧奨を外部委託により実施する。

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 55.0%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.8%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 26.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診実施機関へ協力に働きかける。加えて、平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。

●被保険者（特定保健指導対象者数： 95,243 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 14.8%（実施見込者数： 14,100 人）
（内訳）協会保健師実施分 7.3%（実施見込者数： 7,000 人）
アウトソーシング分 7.5%（実施見込者数： 7,100 人）

●被扶養者（特定保健指導対象者数： 4,859 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 11.9%（実施見込者数： 580 人）

●保健指導の受診勧奨対策

【被保険者・協会保健師実施分】

- ・ 協会保健師は、事業所訪問による初回面談に注力し、継続支援部分は引き続き外部委託の推進により支援の手法や支援時間帯の拡大による継続率や改善率の向上を図る。
- ・ 事業所への電話勧奨を行い、インセンティブ制度や保健指導のメリットを説明し利用者の拡大を図る。
- ・ 大規模事業所を中心に、特定保健指導利用促進に向けた計画的な訪問勧奨を行う。

【被保険者・外部委託実施分】

- ・ 健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進め、特定保健指導利用者の拡大を図る。
- ・ 健診委託機関における健診当日の初回面談を、検診車実施分も含め、好事例を共有するなどして実施強化する。
- ・ 特定保健指導専門事業者に、ICT 等を活用した特定保健指導の個別勧奨および実施の委託を行い、事業者健診受診者分も含め勧奨範囲の拡大を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援におけるフォローアップ検査を推進し、特定保健指導継続率の向上を図る。
- ・ 特定保健指導委託機関に対しグループワークなどの集合研修を行い、効率的な当日保健指導の利用勧奨方法や効果的な支援のためのスキルアップを図り継続率や改善率の向上を図る。

・事業所と産業医契約している健診機関において、特定保健指導の実施を徹底するよう健診機関に働きかける。

【被保険者・その他】

・保健指導実施者に対し、健診日の10か月後を目安としてアフターフォローの通知を発送し、翌年度の健診結果改善につなげ、効果を検証する。

【被扶養者】

・健診当日の特定保健指導が実施可能な個別契約を推進し、市町村との連携やショッピングモール等で集団特定健診を受診した被扶養者に対して、特定保健指導を実施する。

■ KPI：特定保健指導の実施率を14.7%以上とする

iii) 特定保健指導該当者の減少

・健診前に、「あと少しの頑張りでもタポ脱出する可能性あり」の通知を前年度特定保健指導該当者の内、未実施者へ送付し、生活習慣改善に向けた行動変容を促す。

iv) 重症化予防対策の推進

・未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていく取組を強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

● 未治療者に対する受診勧奨

・一次勧奨対象者について、文書及び電話勧奨により、受診勧奨後3か月以内に2,229人以上を医療機関での受診に繋げる。

・一次勧奨文書発送件数18,569人、二次勧奨電話実施件数7,200人

● 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・市町村等と連携し、重症化予防事業を実施している地域については、かかりつけ医との連携等により、重症化予防事業プログラムによる取り組みを継続して実施する。また、実施できていない地域については、実施に向け積極的に市町村等と調整を行い、重症化予防事業の取り組みを拡大する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする

v) コラボヘルスの推進

● 健康宣言事業所数の拡大を図る。

- ・「健康宣言ふくおか」へのエントリーの促進を図ることを目的に、各種広報媒体を活用した勧奨を実施すると共に、事業所への電話・訪問勧奨を強化し、健康宣言事業所数の拡大を目指す。
- ・エントリー後の事業所に対し、保健師等の専門職を派遣すると共に事業所健康度診断シート（事業所カルテ）等の見える化ツールを活用し、事業所の健康課題を踏まえた「健康宣言」の実施につなげる。専門職の派遣については、直営保健師等に加え、福岡県との連携を継続できるよう調整する。

● 健康宣言事業所における取組の質の向上を図る。

- ・健康宣言事業所のうち、健診受診率等の認定基準を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」として認定する。またその内、職場内における健康づくりに対する取組状況が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定することを通じ、事業所における職場の健康づくりを促進する。
- ・健康宣言事業所に対し、健康づくりに関するイベントやセミナー等の開催を積極的に情報提供する。

○ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈加入者・事業主への情報発信〉

- ・各種広報媒体により、加入者の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。また、事業所の健康づくり等に関する指標（健診受診率、ジェネリック医薬品使用割合、保険証回収率等）をお知らせし、事業所内の各種取り組みの促進を図る。
- ・インセンティブ制度にかかる平成30年度の実施結果・保険料率への影響を加入者へ情報提供し、健診受診率等の向上を図る。

〈健康保険委員への情報発信〉

- ・実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内各会場にて開催し、制度周知を図る。
- ・広報誌「KENPO 'S 通信」を年5回程度発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。

〈健康保険委員委嘱者数拡大を図る取組み〉

- ・健康保険委員未委嘱事業所に対し、職員の事業所訪問および電話・文書による勧奨を実施する。

・関係機関が開催するセミナーや年金委員研修会等、様々な機会をとらえた勸奨を実施する。

〈健康保険委員表彰の実施〉

・健康保険事業の推進及び発展のためにご尽力いただいた健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化を図る。

■ KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40%以上とする

○医薬品の適正使用を通じた医療費適正化〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈ジェネリック医薬品の使用促進〉

・事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。

・ジェネリック医薬品の処方状況を把握してもらうことを目的に、医療機関・調剤薬局に対し、ジェネリック情報提供ツールによる通知を実施する。

・ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービス実施の際に、各種広報媒体を活用したタイムリーな広報を実施する。

・福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信するとともに、県及び福岡県薬剤師会と連携を図り、使用促進の取り組みを効果的に進める。

■ KPI：福岡支部における平成31年度末のジェネリック医薬品使用割合を79.2%以上とする

〈重複服薬者へのお薬手帳ホルダー送付事業〉

・同一月に複数の医療機関から同一薬効の薬剤の多剤投与を受けている重複服薬者に対し、「お薬手帳ホルダー」を送付し、お薬手帳の一冊化を勧め、服薬の適正化を図る。

○ウイルス性肝炎対策事業について〈Ⅱ〉

・厚生労働省（健康局 がん・疾病対策課肝炎対策推進室）の「肝炎総合対策の推進」に基づき、ウイルス性肝炎患者等の肝がんへの移行（重症化）を防ぐことを目的に、以下の取り組みを実施する。

① B型・C型肝炎ウイルス検査の受検促進（契約健診機関の理解と協力体制の強化、ソーシャルマーケティングの手法を活用した受検勸奨）

② 陽性者の受診・受療の推進（福岡県・拠点病院との連携）

	<p>○地域の医療提供体制への働きかけ〈I〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 83.7%以上とする</p> <p>②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準人員に基づく適正な人員配置を実施していく。 <p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部が実施する評価者研修などを活用し、適正に人事評価制度を運用する。 <p>○OJTを中心とした人材育成</p>

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に階層別研修や、重点的な分野を対象に支部独自の研修及び本部研修の伝達を実施し、人材育成を推進する。

○支部業績評価への対応

- ・ 評価項目や評価方法を意識し、支部全体の各指標の数値向上を図ることにより、支部組織全体の強化に結び付ける。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 競争入札や在庫管理等を適切に行い、経費の節減に努める。
- ・ 100万円を超える調達については、原則として競争入札とし、随意契約がやむを得ないものは調達審査委員会で厳密に審査する。
- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

○リスク管理

- ・ 危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。